



山梨県流通センターニュース

編集・発行 協同組合山梨県流通センター（中央市山之神流通団地2-6-1）
TEL (055) 273-4711 FAX (055) 273-4713



24年度は一般賦課金均等割36,000円に

臨時総会 面積割は50円／㎡に減額決定

組合臨時総会が3月19日（火）午前11時30分から、流通会館大会議室で開かれた。組合員64人のうち、57人（うち委任状出席28人）が出席し、2つの重要議案が満場一致で可決された。第1号議案は、平成24年度予算補正並びに一般賦課金賦課率変更承認の件で、24年度は、施設運用事業収入などの増加と経費の圧縮など幾つかの要因が重なって当初予算と大きく差異が生じたことにより、予算補正を行い、適正な決算を行うことにした。また、予算補正を行い、一般賦課金の賦課率を、均等割りにについては、年72,000円を年36,000円に、面積割りにについては、㎡当

り年130円を年50円にそれぞれ変更し、年度内に差額を払い戻すこととした。

次の第2号議案は、役員定数の定款改定承認の件で、理事定数を見直し、組合規模に見合った機動的で効率的な組合運営を実施するために、現行定款第26条の「理事 14人以上18人以内」を「理事 10人以上14人以内」に変更することとした。また、地場企業のみから理事定員を満たすことが困難になりつつあるため、いずれは県外企業の支社長、営業所長にも理事就任を要請する時期が来る旨の言及があった。

茂木優さん（ケーアイ）が優勝

40周年記念
ゴルフ大会 36人が出場、熱戦展開



スタート前、コンペ参加者全員で記念撮影

組合創立40周年記念コンペが、平成25年3月23日（土）に、甲斐市北部にある甲斐ヒルズカントリー倶楽部（旧甲斐芙蓉カントリー倶楽部）で開かれた。このコンペ開催のきっかけは、昨年11月9日に甲府富士屋ホテルで開かれた組合創立40周年記念祝賀会



大木大会会長のあいさつ

のときに、かつて流通センターゴルフ会（10年ぐら
い前に解散）に所属
していたメンバー数名が
「組合創立40周年を記
念してゴルフコンペを
やろう!!」と意気投合
したことによるもの。

参加者を募集したと
ころ、組合員・招待者
を含め36人から申し込
みがあり、OUT 5組、IN 4組の計9組で、午前9時

10分スタートとなった。

スタート前に、大木勝志大会会長（株オオキ社長）のあいさつのあと、栗山直樹実行委員長（組合理事長）から詳細な説明があった。スタート前、全員で集合写真をとり記念にニュースに載せることとなった。ゴルフコンペを年に何回か実施したいという声も出るなど、日差しも暖かく楽しいゴルフ日和となった。

なお、競技方法は新ペリア方式のローカルルールで優勝、準優勝、3位は次のとおり。



優勝した茂木 優氏

			GROSS	HDCP	NET
▽優勝	茂木 優	(株)ケーアイ	101	28.8	72.2
▽準優勝	石澤 健	(株)イシザワ	74	1.2	72.8
▽3位	石澤賢二	(株)イシザワ	89	15.6	73.4

今年度 組合行事スケジュール（予定）

25年度の組合スケジュール（予定）は、下表のとおりです。

行事毎に詳細は文書にてご連絡いたしますが、事前に、ご予約にお入れください。

行事名	実施予定日
組合通常総会	平成25年5月24日(金)
ボウリング大会 (予選)	平成25年 6月20日(木) 東ブロック
	6月25日(火) 西・南ブロック
	6月28日(金) 北ブロック1
	7月 9日(火) 北ブロック2

行事名	実施予定日
ボウリング大会(決勝)	平成25年7月23日(火)
集団健康診断	平成25年7月22日(月)～31日(水)
センターでバザール	平成25年9月7日(土)
ソフトボール大会	平成25年10月20日(日)
社員交流会	平成25年12月中旬から翌年2月の間

改正高齢者雇用安定法を学ぶ

定 懇 談 例 会 改正労働契約法に質問も出る

定例懇談会が、3月19日（火）正午から臨時総会終了後に開かれ、組合員・準組合員30人が出席した。定例懇談会は組合から連絡・報告事項説明のあと、いつものとおり講演会が開かれた。



今回の講演会は、雨宮労務管理事務所所長・社会保険労務士の雨宮隆浩氏を講師にお招きし、4月1日から施行される「改正高齢者雇用安定法」を中心テーマにして、既に一部施行されている「改正労働契約法」などの説明があった。

時間が1時間と短かったため、ポイントのみの説明であったが、各組合員には重要な法律改正であり、皆真剣に聴き、途中で質問も投げかけられ、充実した懇談会となった。

以下は改正高齢者雇用安定法と改正労働契約法の主な内容。

◎改正高齢者雇用安定法

1、法改正の必要性

- ①少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口の減少を跳ね返し、経済と社会を発展させるため、全員参加型の社会の実現が求められている。
- ②平成25年4月から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、無年金・無収入となる方が生じる可能性がある。

2、法の改正点

- ①継続雇用制度の**対象者を限定できる仕組みの廃止**
60歳の定年時に継続雇用制度の対象となる労働者の基準を定めることはできない。
なお、平成25年3月31日までに、労使協定で、65歳までの継続雇用制度の対象者の基準を定めている場合は、平成37年3月31日までを経過措置期間として、段階的に老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した者を対象に、基準が引き続き利用できる。
例えば、平成26年度に61歳になる者は、この歳から年金が受給されるので、企業が基準を利用できるのもこの年齢からとなる。

よって、上記の継続雇用制度を導入している企業の場合は、希望者全員を継続雇用制度の対象となるよう、就業規則の変更が必要となる。

②継続雇用制度の対象者を雇用する**企業の範囲の拡大**

従来は、65歳までの継続雇用は、原則自社内で確保する必要があったが、改正後は自社内のほか、子会社・関連会社など特殊関係事業主との契約に基づき、特殊関係事業主が引き続いて雇用する制度も可能となった。

③義務違反の**企業名を公表**

高齢者雇用確保措置を講じていない企業に対して、ハローワーク等による個別指導・勧告までだったものが、改正後、改善されない場合は、企業名の公表を実施。

④高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する**指針の策定**

◎改正労働契約法

1、法改正の必要性

- ①パート、アルバイト、派遣社員、嘱託などの有機労働契約で働くすべての人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消を求められている。
- ②有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要に迫られている。

2、法の改正点（3つのルール）

I 無期労働契約への転換（第18条）

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、**労働者の申込み**により、無期労働契約に転換するルール。平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象である。

II 「雇止め法理」の法定化（第19条）

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了する。

これを「雇止め」という。雇止めについては、過去の最高裁判所により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール（雇止めの法理）が確立している。今回、このルールが労働契約法に条文化された。

III 不合理な労働条件の禁止（第20条）

同一の使用者と労働契約を締結している、有期労働契約労働者と無期労働契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するルールである。処遇に対する不満が多く指摘されていることを踏まえ、法律上明確化することとしたものである。

表情豊かな対応の大事さ学ぶ

新入社員 実践研修

7社から25人が参加

平成25年度新入社員実践研修が4月8（月）・9（火）の2日間、流通会館大会議室で行われた。今年で33回目の開催となった。今回は団地内企業7社から例年よりも多い25人が参加し、活気ある研修となった。



栗山理事長挨拶

新入社員たちは社会人としての心構えから始まり、ビジネスマナーやコミュニケーションの基本、敬語等について学んだ。また電話対応や訪問マナー、名刺交換等のロールプレイングによる実習も行われ、実践的な研修に受講者たちは、失敗しながらも積極的に挑戦していた。

講師はコミュニケーションアカデミーの鬼塚啓介先生。先生が研修中に述べられた“微笑みは魔法のパスポート”というお言葉が、受講者に深い印象を与えていた。私たちは道に迷った時、誰かに道を尋

ねる。誰に尋ねるか、私たちは瞬時に相手の顔から判断しているのだと鬼塚先生は指摘。このことからコミュニケーションを円滑に進めるためには、まず受け入れ体制の整っている顔、開かれた顔、つまり「表情」が重要となるということを教えていただいた。コミュニケーション能力は、現代日本で重要視されているスキルの一つ。今回の研修で受講者たちは、自己紹介やプレゼン、ロールプレイングを通して、コミュニケーション能力を磨くことができた。



研修風景



「山梨県流通センター」の看板設置

環状道路 田富東ランプの降り口明確に

山梨新環状道路の田富東ランプ降り口に「山梨県流通センター」の看板が平成25年2月18日に取り付けられた。この看板は、新環状道路を甲府市から南アルプ



ス市方面に車で走行していると、つい流通センターへの降り口である「田富東ランプ」を通り過ぎみすみす若草ランプまで行ってしまふことがありがちなため組合から山梨県新環状道路事務所に降り口の表示を要請していたものである。降りるときは、この看板を目印に、走行してほしい。

避難場所会館前駐車場に変更

地震への備えに万全期そう

当流通団地の避難場所は、東におよそ0.5kmにある山之神神社に指定されていたが、団地からは距離もあり、また、場所も狭いので、中央市に避難場所を変更、流通会館前駐車場としてほしいと要請していたところ、今年になって流通会館前駐車場に変更された。これに合わせ、設置場所の看板（上記）が流通会館入り口のポールに取り付けられた。大地震が起きたときなどに、この看板を目印に集合願いたい。



また、山梨県から3月26日、東海地震によって地盤の液状化が起きる可能性を示した危険度マップが発表され、3月27日の山梨日日新聞紙面に掲載された。記事によると、当団地がある中央市は液状化が広い範囲で発生する可能性が高い地域であると判定されている。しかし、当団地は中央市の中では、幸いにも液状化が起きる可能性は低い地域であると判定された。とはいえ、この場所は底が砂地で、地下水位が高いこともあり、油断はできない。各社地震への備えを十分に行いましょう。



施設給食に力点置く

(株)富士メディカルサービスグループ

「ふんわかパン オレンジの家」も開設

施設給食、食品加工、食肉加工、パン製造販売等

会社名	株式会社 富士メディカルサービス
代表者	前田 治基
住 所	中央市山之神流通団地2-5-1
TEL	055-274-8052 (代)
FAX	055-274-8051

本社屋



◀ふんわかパン
オレンジの家



人気No.1 レモンパン
安くて、美味しくて、ボ
リュームたっぷりです。



弊社は、昭和39年創業の(株)富士給食の一部門として発足いたしました。

急速に高齢化が進む中で福祉施設や病院などの食事の内容の充実、改善が望まれ、メディカル給食の大切さが問われるなか、平成11年8月に(株)富士メディカルサービスとしてスタートいたし、「料理は心」を社是とし日々全社を挙げて「衛生的で、美味しく、さわやかな笑顔で提供させていただく」ことを旨として努力いたしております。当流通センターに本社移転致しましたのは平成17年で、旧内田タオル様の処に招いて頂きまして、又平成21年4月より旧水上様の跡地に移転致しまして現在に至っております。

(施設給食)

県内約40施設様、県外も2施設様の受託を致しております。

又、時代のニーズに合わせ、本社に於いて、ソフト食の研究開発部門を設け日々食事の開発改善に取り組んでおります。

又、3月15日より本社屋駐車場にパン販売の「ふんわかパンオレンジの家」を開店いたしました。本社屋にて手造りで、安価で美味しいパンの製造を致しております。流通団地の皆様には多数御来店頂きましてありがとうございます。

(食品加工部門)

甲府市内西下条町の食品団地内に(株)にんじんの工場をお借りして、平成18年6月よりキャロットフィールドとして幼稚園や、学校関係の給食を主体とし弊社内の食材加工を手掛けてまいり、平成24

年12月より(株)オイシーズとして、クックチル方式の食材加工を手掛け、主に小規模老人施設様向けの商材を製造して、営業拠点を東京に開設いたしました。



(株)オイシーズ

(食肉加工)

キャロットフィールド内で、食肉加工部門として始めましたが、お客様のニーズが増えてまいりましたので、より衛生的で多品種に対応するために、甲府の市場隣接の地に平成24年に(株)アスモ29を設立いたしました。



(株)アスモ29

(高齢者サポート事業)

地域の高齢者に対し、少しでもお役に立てますようにとの思いで、平成22年に(株)JSPを設立して、地域住民の方々から感謝されております。

又、社会構造が超高齢化社会に移行しております現状を踏まえ、高齢者や、障害者に係る事業の推進に邁進いたします。

組合員変更事項

組合員名	変更事項	代表者名	住所
㈱富士屋商店	脱退 (2.28)	—	—
ハートエンジェル(有)	加入 (2.28)	酒田 三男	流通団地 3-1-2
組合員名	変更事項		
㈱日医工山梨	社長交代 (4.1)	新社長 淡路啓二氏 淡路啓三氏は会長に就任	

準組合員変更事項

準組合員名	変更前	変更後
パナソニックコンシューマーマーケティング(株) 首都圏社	パナソニックテクニカルサービス(株) 首都圏社	パナソニックコンシューマーマーケティング(株) 首都圏社

事務局人事異動

氏名	異動事由
内藤 寛史	課長補佐昇格 (4. 1)
山本 美野子	退職 (3. 31)
石合 祥子	採用 (4. 1)

『事務局日誌』

～1、2、3月の主な会議等～

- ◆1月 7日 仕事始め
- 7日 経済団体新年祝賀合同互礼会
- 10日 組合新年互礼会
- 10日 正副理事長会議
- 11日 中小企業団体中央会新春交流会
- 15日 中央市商工会
- 16日 甲府法人会新年賀詞交換会
- 16日 パソコン教室 (Flash講座) 25日まで
- 17日 生活改善委員会
- 18日 理事会・役員新年会
- 21日 防犯監視カメラ104台設置、山梨放送ニュースで放映
- 21日 L o M A の会新年会
- 22日 職業能力開発協会新年互礼会
- 22日 中央市商工会役員会
- 25日 商団連役員会
- 25日 社員交流会反省会
- 26、27日 営業マン研修
- ◆2月 4日 L o M A の会定例会
- 5日 正副理事長会議
- 5日 職業能力開発協会経験交流プラザ
- 6日 次期役員推薦委員会
- 6日 厚生年金基金役員会
- 12日 リサイクル・一斉清掃日
- 14日 生活改善委員会
- 19日 中央市よし原処理センター特別審議会
- 19、20日 乳がん検診
- 20日 南部会
- 20日 パソコン教室 (エクセル入門) 27日まで
- 22日 北部会
- 22日 厚生年金基金役員会
- 25日 東部会及び東ブロック懇談会
- 26日 理事会
- 27日 西部会
- ◆3月 5日 正副理事長会議
- 7日 次期役員推薦委員会

お知らせ

第41回通常総会は、5月24日(金)に開催します。

かいがね

時々、ふと思うのである。あと何年生きられるのかなどと思って「それなら、今の内にやりたいことはやっつけてしまおう」と言う、場合によっては不埒な考えに及ぶのである。

子供の頃、家の祖母が亡くなったとき、確か小学5年だったが、その時初めて「死」について考え、それを思い始めると夜寝つけないほどに恐怖感がつづいた時期があった。幸いと言うべきか、最近「死」について、それを怖いと感じることは余りなくなった反面、もうそれほど長い生涯でもないのだから、これからは出来るだけ楽しんでしまおうと言うわけだ。

以前私のいた会社で、誰だか知らないが随分暇な人間がいて、その会社のOBや現役社員の死亡年齢を調べてそれを平均したら68歳になったと言うのである。それ以来、社内では68歳平均寿命説が流れ、当時、私などは不謹慎にも、60歳になろうかという定年直前の先輩社員に「もうあと数年の命ですね、今の内に楽しんでた方がいいですよ」などと言って笑い話の種にしたものだ。

今の私はと言うと、それからすると疾うにカウントダウンが始まり、残すところあと4年程なのだが、今のところそれほど重大な健康不安もなく、とは言っても一昨年の12月、大腸のポリープを取ったところ、術後の病理検査で、担当医曰く「悪い細胞」が発見されて「良かったですね、今取ってしまっただけ」とのお言葉、ものは言いようだなと感心しながらすっかり安心してしまった。それとは別に、毎月医者には血圧の薬をもらっていて、その度にその医者は厭らしいことを言うのだが、腹の中で「藪医者め、何を言ってるやがる」と毒づいている有様だ。それ以外に特に心を病む様なこともなく、あとは女房に先立たれることのない様、十分心掛けて、安心して生涯を終りたいと思うのみだ。

と言う訳で、この際だから、余り我慢せず(我慢は健康に悪い)欲しいものは可能な限りは手に入れて、旅行にも行きたいところには行って、お金は老後に備える最低限を残すくらいで、せいぜい楽しく過ごそうかなどと思ういささか浮ついた気分なのである。昔の人からすれば随分罰当たりかもしれないが、お陰さまでこの歳になっても仕事をさせてもらって、だからこそ、こんな脳天気な話がしていただけるのだろう。

ともあれ、数年前のことだ。自らの来し方を綴っておきたいと思いつき、生来の怠け癖から未だに着手するに至っていないのだが、最近では、今迄家族にも話していない様なことも書き残して「懺悔の心」を告白し「あの人もそれなりに正直で良い人だった」と言われるように生涯を終りたいと思う殊勝な小心さを自覚する今日この頃でもある。(M)

- 7日 生活改善委員会
- 8日 商団連事務局長会議
- 11日 北ブロック懇談会
- 11日 N T T ユーザー協会役員会
- 12日 リサイクル・一斉清掃日
- 13日 南ブロック懇談会
- 19日 臨時総会
- 19日 定例懇談会
- 21日 労働保険年度更新説明会
- 23日 組合創立40周年記念ゴルフコンペ
- 26日 中央市商工会役員会
- 28日 法律相談日